

名称		対象	要件	助成額	備考																								
キャリアアップ		非正規従業員を正規雇用へ転換した事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業規則を整備</li> <li>キャリアアップ計画の提出</li> <li>非正規社員を正規転換</li> <li>※昇給3%以上、賞与または退職金制度あり</li> <li>正規転換後6カ月以上雇用を維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有期雇用3年未満 → 正規雇用 5.7万円</li> <li>○有期雇用3年超 → 正規雇用 28.5万円</li> <li>○無期雇用 → 正規雇用 //</li> <li>※年度内20人を限度</li> </ul>	<p>【生産性要件による加算あり】</p> <p>5.7万+15万=72万円 28.5万+7.5万=36万円</p>																								
働き方改革推進支援	勤務間インターバル	支給対象となる取組を行い、終業から始業までの9時間以上のインターバル制度を導入した事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>36協定を提出している</li> <li>有給休暇5日取得を規程</li> <li>支給対象となる取組を実施(設備投資等)</li> <li>インターバル規程を導入</li> </ul>	<p>支給対象となる取組にかかる費用の3/4 上限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターバル9~11時間導入 80万円</li> <li>○インターバル11時間以上導入 100万円</li> </ul>	<p>【対象となる取組】</p> <p>①労務管理対象者に対する研修 ②労働者に対する研修、周知・啓発 ③外部専門家によるコンサルティング ④就業規則・労使協定等の作成・変更 ⑤人材確保に向けた取組 ⑥労務管理ソフトウェア等の導入・更新 ⑦労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新</p> <p>※PC、タブレット、スマートフォンは対象外 自動車(乗用を除く)は対象</p>																								
	労働時間短縮・年休促進	支給対象となる取組を行い、計画年休制度、時間単位年休制度、特別休暇のいずれかを新設した事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>有給休暇5日取得を規程</li> <li>支給対象となる取組を実施(設備投資等)</li> <li>計画年休制度</li> <li>時間単位年休制度</li> <li>特別休暇 のいずれかを導入</li> </ul>	<p>支給対象となる取組にかかる費用の3/4 上限(以下1~3の内、導入したものの合算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画年休制度導入 50万円</li> <li>○時間単位年休制度導入 25万円</li> <li>○特別休暇制度導入 25万円</li> </ul>																									
業務改善		社内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上上げ、設備投資等を行った事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>引上げ前賃金が955~985円(愛知県)</li> <li>事業所労働者数が100人以下</li> <li>全ての従業員が引上げ後の事業場内最低賃金以上とすること。</li> <li>事業場内最低賃金を規程</li> <li>労働能率増進のための設備投資等を行う。</li> </ul>	<p>設備投資等に要した費用の3/4 上限【引上げ額・引上げ人数に応じて変動】</p> <table border="1"> <tr> <td>○30円以上</td> <td>1人~6人</td> <td>30~70万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7人~</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>○45円以上</td> <td>1人~6人</td> <td>45~100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7人~</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>○60円以上</td> <td>1人~6人</td> <td>60~150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7人~</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>○90円以上</td> <td>1人~6人</td> <td>90~270万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7人~</td> <td>450万円</td> </tr> </table>	○30円以上	1人~6人	30~70万円		7人~	100万円	○45円以上	1人~6人	45~100万円		7人~	150万円	○60円以上	1人~6人	60~150万円		7人~	230万円	○90円以上	1人~6人	90~270万円		7人~	450万円	<p>【対象となる経費(労働能率増進に資する設備投資等)】</p> <p>謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費、委託費</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経費削減目的の経費(LED電球等)</li> <li>職場環境改善の経費(エアコン設置)</li> <li>事業活動に伴う経費</li> <li>交付決定前に導入・実施した経費</li> </ul>
○30円以上	1人~6人	30~70万円																											
	7人~	100万円																											
○45円以上	1人~6人	45~100万円																											
	7人~	150万円																											
○60円以上	1人~6人	60~150万円																											
	7人~	230万円																											
○90円以上	1人~6人	90~270万円																											
	7人~	450万円																											
65歳超雇用推進	65歳超継続雇用促進	60歳以上の雇用保険被保険者がいる事業者で就業規則により、次のいずれかを実施した事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>定年の引上げ</li> <li>定年の廃止</li> <li>66歳以上まで継続雇用制度を引上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上の定年前の無期雇用者または定年後に継続雇用されている従業員が1人以上いる事業者であること</li> <li>就業規則により定年の引上げ・廃止、継続雇用制度の引上げのいずれかを実施している</li> <li>就業規則の作成・届出について社労士に委託し、経費の支払が完了していること</li> <li>高齢者雇用管理措置を1つ以上実施</li> </ul>	<p>引上げ年齢等・対象者人数に応じて変動</p> <table border="1"> <tr> <td>○定年引上げ</td> <td>1人~9人</td> <td>15~85万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10人~</td> <td>30~105万円</td> </tr> <tr> <td>○定年廃止</td> <td>1人~9人</td> <td>40~120万円</td> </tr> <tr> <td>○継続雇用</td> <td>1人~9人</td> <td>15~80万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10人~</td> <td>60~100万円</td> </tr> </table>	○定年引上げ	1人~9人	15~85万円		10人~	30~105万円	○定年廃止	1人~9人	40~120万円	○継続雇用	1人~9人	15~80万円		10人~	60~100万円	<p>【実施する高齢者雇用管理措置(以下の内1つ)】</p> <p>a 教育訓練の実施等 b 作業施設・方法の改善 c 健康管理、安全衛生の配慮 d 職域の拡大 e 経験等を活用できる配置転換、処遇の推進 f 賃金体系の見直し g 勤務時間制度の弾力化</p>									
	○定年引上げ	1人~9人	15~85万円																										
	10人~	30~105万円																											
○定年廃止	1人~9人	40~120万円																											
○継続雇用	1人~9人	15~80万円																											
	10人~	60~100万円																											
高齢無期雇用転換	50歳以上かつ定年年齢未満(64歳未満)有期雇用者を無期雇用者に転換した事業者(転換日に雇用期間6カ月以上5年未満の者に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業規則を整備</li> <li>無期雇用転換計画書の提出</li> <li>非正規社員を無期転換</li> <li>無期転換後6カ月以上雇用を維持</li> <li>高齢者雇用管理措置を1つ以上実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象労働者1人につき48万円</li> <li>※年度内10人を限度</li> </ul>																										
人材確保等支援(テレワーク)		テレワーク勤務を、新規に導入する事業者及び試行的に導入している又は試行的に導入していた事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワーク規程の整備</li> <li>助成対象となる取組を1つ以上行う(テレワーク通信機器等の導入・運用)</li> <li>対象労働者全員が一定以上テレワークを実施している</li> </ul>	<p>支給対象経費の30% 上限(以下のいずれか低い額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 100万円</li> <li>○ 20万円×対象労働者数</li> </ul>	<p>【目標達成助成】</p> <p>評価期間後1年間の離職率が、提出前1年間以下かつ30%以下であること等の要件達成の場合 支給対象経費の20% 上限(以下のいずれか低い額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 100万円</li> <li>○ 20万円×対象労働者数</li> </ul>																								
両立支援等	出生時両立支援	男性労働者に対して、子の出生から8週間以内に5日以上の育児休業を取得させた事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業規則を整備</li> <li>一般事業主行動計画を策定・届出</li> <li>対象者に継続5日以上の育休を取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○20万円(1事業主1回限り)</li> </ul>	<p>【新設】</p> <p>申請後から3年以内に男性育休取得率が30%以上上昇の場合(※申請対象除き2名以上取得していること)追加申請可能 30%達成時期(カッコ内 生産性要件達成時額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1年以内 60万円(75万円)</li> <li>○2年以内 40万円(65万円)</li> <li>○3年以内 20万円(35万円)</li> </ul>																								
	育児休業等支援	女性労働者の育児休業取得から職場復帰までの支援措置を実施した事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業規則を整備</li> <li>一般事業主行動計画を策定・届出</li> <li>対象者に対する、面談・プラン作成等の支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○育休取得時: 28.5万円</li> <li>○職場復帰時: 28.5万円</li> <li>○職場復帰後支援: 28.5万円</li> </ul>																									